

令和6年度決算における長与町健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率及び資金不足比率は、財政状況の悪化の早期把握及び財政の健全化を図ることを目的として、平成19年度決算からその算定と公表が義務づけられました。

これらの比率は、基準となる値（早期健全化基準・財政再生基準）を超えると、財政の健全化に向けて具体的な計画策定が義務づけられ、新規の借入ができなくなるなど、今後の行政運営に影響を与える重要な指標です。

健全化判断比率及び資金不足比率

【健全化判断比率】

単位：％

	令和6年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	5年度決算	増減
実質赤字比率	—	13.61	20.00	—	—
連結実質赤字比率	—	18.61	30.00	—	—
実質公債費比率	8.0	25.0	35.0	7.1	0.9
将来負担比率	—	350.0		—	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、算出されていないため「—」で表記しています。

※早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条及び第8条に規定されています。

各比率において一つでも「早期健全化基準」を超えると財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに「財政再生基準」を超えると財政再生計画として再度計画を策定しなければなりません。

また、財政再生基準を超えると地方債による財務運営ができなくなるなど、行政運営に実質的な制約が生じてくることになります。

【資金不足比率】

単位：％

	令和6年度決算	経営健全化基準	5年度決算	増減
資金不足比率	—	20.0	—	—

※資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」で表記しています。

※経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に規定されています。

健全化判断比率と異なり、基準が1段階となっています。

資金不足比率が「経営健全化基準」を超えた公営企業会計は、「経営健全化計画」の策定が義務づけられます。

健全化判断比率とは

- | | | |
|--|---|---------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 実質赤字比率② 連結実質赤字比率③ 実質公債費比率④ 将来負担比率 | } | この4つの指標の総称です。 |
|--|---|---------------|

① 実質赤字比率

一般会計における実質赤字額〔歳出総額－（歳入総額－翌年度へ繰り越すべき財源）〕の標準財政規模（※）に対する比率です。

（※）標準財政規模…標準的に収入が見込まれる経常的な一般財源のことをいう。

一般会計において実質赤字はありませんので、実質赤字比率は算出されませんでした。

② 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計、公営企業会計における実質赤字額をすべて合計した額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する比率です。

各特別会計及び各公営企業会計の実質収支額の合計は赤字ではありませんので、連結実質赤字比率は算出されませんでした。

③ 実質公債費比率

一般会計が1年間に負担した地方債の償還に係る経費とそれに準ずる経費の合計額の標準財政規模に対する比率です。直近三ヵ年の数値を平均して算出します。

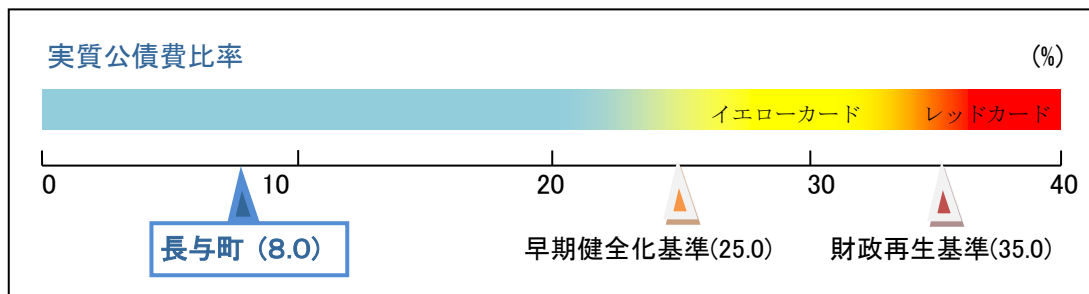
比率は8.0%で、昨年度の7.1%から0.9ポイント増加（悪化）しました。

事業実施のために将来購入（債務を負担）することを約束した土地の購入により、公債費に準ずる債務負担に係る支出が増加したことで、令和6年度における単年度の比率が増加（+3.10%）し、伴って三ヵ年平均も増加したため、実質公債費比率は微増（悪化）しています。

この比率については令和6年度に将来購入を約束した土地を全て買い戻したため、今後ある程度改善することが予想されます。

ただし、数値の変動が即座に財政の悪化（改善）を意味するものではなく、公債費の償還時期の重なりや将来負担を前提とする債務の償還状況によりある程度の変動を伴うものですので、長期的な観点からの評価が必要となります。

現在のところ、実質公債費比率が早期健全化基準を上回ることはない想定しています。



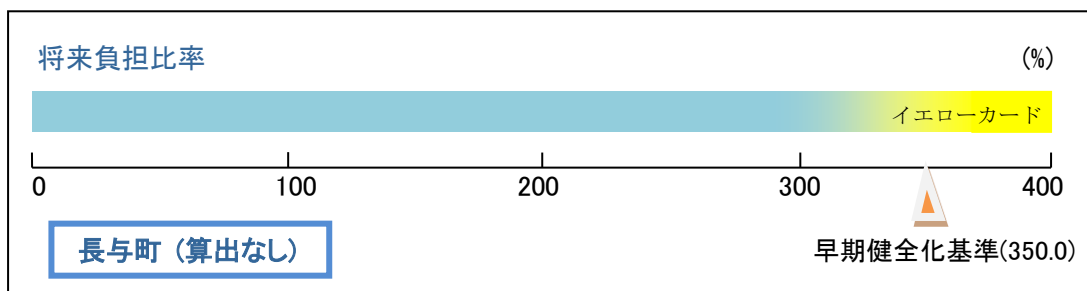
④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

「将来負担すべき実質的な負債」とは、今後支出が見込まれる額（地方債残高等）から、将来それらの負担に充てることが可能な収入の見込額を差し引いた額です。

比率は、昨年度と同様に算出されませんでした。

比率が算出されない主な要因は、将来負担額から差し引かれる基金の残高等が減少したものの、一般会計、公営企業及び一部事務組合の地方債残高が減少したことに加え、債務負担行為残高が減少したことにより将来負担額そのものが減少したため、算定分子（将来負担すべき実質的な負債）が負の数になったことによります（負の数になった場合、比率は算出されません。）。ただし、分子の値は増加に転じているため、算定分母となる標準財政規模は増加しているものの、将来負担の状況は一時的に悪化したと言えます。



資金不足比率とは

公営企業会計における資金不足額(赤字額に相当するもの。)の事業規模に対する比率です。

本町での対象会計は、水道事業会計、下水道事業会計、長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の3つの会計です。

すべての公営企業会計において資金不足はありませんので、資金不足比率は算出されませんでした。

以上のとおり、長与町の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも基準値内であり、前年度同様「**財政は健全である**」との結果になりました。

今後とも適切な債務管理を行い、健全な財政運営に努めてまいります。